

令和 年 月 日

(宛先) 茂原市長

事業所名 :  
代表者名 :  
所在地 :  
連絡先 :  
担当者 :

### 介護給付費過誤申立依頼書

このことについて、別紙のとおり介護保険給付費請求の過誤がありました。  
つきましては、千葉県国民健康保険団体連合会に対して、別紙一覧表のとおり過誤の申立をしてくださるようお願いいたします。



## 過誤申立事由コード

	通常過誤		同月過誤	
	請求誤り	適正化(保険者)	請求誤り	適正化(保険者)
居宅サービス	1002	1042	1012	1049
介護予防・日常生活 支援総合事業費	1002	1042	1012	1049
予防サービス	1102	1142	1112	1149
介護予防 ケアマネジメント費	2002	2042	2012	2049
短期入所	2102	2142	2112	2149
予防短期	2402	2442	2412	2449
老健短期	2202	2242	2212	2249
予防老健短期	2502	2542	2512	2549
病院短期	2302	2342	2312	2349
予防病院短期	2602	2642	2612	2649
認知症共同	3002	3042	3012	3049
予防認知症共同	3102	3142	3112	3149
特定施設	3202	3242	3212	3249
予防特定施設	3302	3342	3312	3349
認知症短期	3402	3442	3412	3449
予防認知症短期	3502	3542	3512	3549
計画費	4002	4042	4012	4049
計画費(予防)	4102	4142	4112	4149
福祉施設	5002	5042	5012	5049
老健	6002	6042	6012	6049
療養型	7002	7042	7012	7049

※基本は通常過誤での取扱いとなります。

同月過誤とは、過誤申立と事業所からの再請求の審査を同じ月に行う処理です。同月過誤は国保連が必要と認めた場合に限り申立可能となりますので、申立の際は保険者へお問い合わせください。

※「適正化(保険者)」コードは保険者から給付適正化等の通知を受け、給付費を返還(過誤調整)する場合に使用します。コード番号は別紙を参照ください。

過誤申立事由コード

別紙

様 式 番 号	10(居宅サービス)	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス
	10(介護予防・日常生活支援総合事業費)	訪問型サービス費・通所型サービス費
	11(予防サービス)	介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
	20	介護予防ケアマネジメント費
	21	短期入所
	24	予防短期
	22	老健短期
	25	予防老健短期
	23	病院短期
	26	予防病院短期
	30	認知症共同
	31	予防認知症共同
	32	特定施設
	33	予防特定施設
	34	認知症短期
	35	予防認知症短期
	36	特定施設短期
	40	計画費
	41	計画費(予防)
	50	福祉施設
60	老健	
70	療養型	

	通常	同月	申立理由
申 立 理 由 番 号	02	12	請求誤りによる実績の取り下げ
	42	49	適正化(その他)による保険者申立の過誤取り下げ
	45	4C	適正化(医療突合)
	46	4D	適正化(縦覧点検)
	47	4E	適正化(給付実績を活用した情報提供)

※基本は通常過誤での取り扱いとなります。